

調 達 規 程

1974.	2.	27	制 定
1991.	4.	1	改 正
1991.	11.	28	〃
2000.	11.	24	〃
2012.	3.	23	〃
2014.	3.	26	〃

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 固定資産及び物品（以下「物件」という。）の調達（又は売却）の手続きは、本規程の定めるところによる。ただし、図書については別に定める。

(定 義)

第2条 本規程において調達とは、次の各号に定める物件の取得又はその使用・管理（修繕を含む。）に必要とするものを支給することをいう。

- (1) 土地、建物、構築物及びこれに附属する諸施設
- (2) 借地権（地上権を含む。）、電話加入権、諸施設利用権
- (3) 教育研究用機器備品、その他の機器備品、消耗備品、消耗品及び車両

(調達の原則)

第3条 調達に当たっては、経済性に留意するとともに、品質納期等について、必要に適合するよう努める。

(調達担当部署等)

第4条 調達事務の主管部局は法人事務局財務課とし、第2条第1号、第2号に定める物件並びに第3号の車両の調達を行う。

2 前項にかかわらず、第2条第3号に定める物件のうち見積価格100万円（消費税含む）未満のもの、同条第1号の物件の修繕等のうち見積価格500万円（消費税含む）未満のものについては、各校部事務局又は事務部（以下「各担当部署」という。）が行う。

3 各担当部署における調達担当者は、原則として固定資産及び物品管理規程第4条に定める者同一とする。

(取引先の調査)

第5条 各担当部署において取引先の選定をするときは、その事業経歴、営業状態、経験、技術等を関係者又は取引銀行等によって調査し、取引の万全を期する。

(取引の停止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を停止する。

- (1) 調査に当り虚偽の申告をしたもの

- (2) 見積又は入札に当り談合を行い、不利益を与えたもの
- (3) 工事又は製造等を故意に粗雑にし又は物品の品質・数量等に関し不正のあったもの

第2章 調達請求及び調査等

(調達の請求)

第7条 物件調達の請求は、次の各号による。

- (1) 請求者が第2条第3号に定める物件の調達をうけようとするときは、「物品購入申請書」に関係書類を添付して各担当部署に提出する。
- (2) 前号による調達請求のうち、次に定めるものについては、理事長の決裁を得なければならない。
 - ア 見積価格が100万円（消費税含む）を超える調達に関するもの（工事の執行に関するものを除く）
 - イ 見積価格が500万円（消費税含む）を超える工事に関するもの
 - ウ 予算に計上されていないもの
 - エ 特に理事長の承認を必要とするもの
- (3) 各校部が、第2条第1号の物件の修繕等（見積価格500万円以下のもの）を実施しようとするときは、「営繕・修理申請書」に関係書類を添付して各担当部署に提出する。

(請求書類の調査)

第8条 各担当部署が、前条第1号及び第3号の調達申請を受けたときは、次の各号について調査する。

- (1) 学院内調達による方法有無
- (2) 予算の根拠
- (3) 見積・仕様・納期等調達上必要な事項
- (4) 資産管理上必要な事項等

(土地・建物の購入)

第8条の2 土地または建物の購入にあたっては、抵当権、地上権、賃借権等、当該物件に存する諸権利の有無を調査確認し、特に必要と認められるものについては、信頼できる機関の評価を徴する等の措置を講じなければならない。

(見積合せ)

第9条 次の各号に該当するときは、3社以上の業者で見積合せを行わなければならない。

- (1) 見積価格が50万円以上1000万円（消費税含む）未満の機器備品
- (2) 見積価格が100万円以上3000万円（消費税含む）未満の請負工事

ただし、緊急を要する物件については、見積合せを省略することができる。

2. 前号の場合は、相手方から見積書を徴し、その内容を審査して契約価格を決定するものとする。

(発 注)

第 10 条 各担当部署は取引先が決定したときは、その取引先・金額等について、決裁権者の承認を受けたのち発注する。

2 発注にあたっては、原則として注文書を作成し、相手方から注文請書を提出させる。

(校部の事務連絡)

第 11 条 各校部における物件の調達及び予算の使用状況については、随時財務課に連絡をとり、物品出納の状況を明らかにする。

第 3 章 入 札

(入 札)

第 12 条 次の各号に該当するときは、3 社以上の業者を指名し、入札を行わなければならない。

- (1) 入札予定価格が 1000 万円（消費税含む）を超える機器備品
- (2) 入札予定価格が 3000 万円（消費税含む）を超える請負工事

(入札要項)

第 13 条 入札に付そうとするときは、次の事項を入札参加者に通知する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札の日時及び場所
- (3) 入札の方法
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 支払条件
- (6) 納期又は納入場所
- (7) その他必要の事項

(予定価格の設定)

第 14 条 入札に当たっては、あらかじめ入札に付するものの価格を仕様書・設計書等によって予定しておく。

(開 札)

第 15 条 開札は、入札者立会のうで入札要項に示した日時・場所において行う。

2 いったん提出した入札書は、引換・変更・又は取消をすることができない。

3 入札参加の条件に違反した入札は無効とする。

(落札者の決定等)

第 16 条 開札の結果、予定価格内の最低価額の入札者をもって落札者とする。

2 特別の事由により最低価格の入札者と契約を結ぶことが不相当と認められる場合は、他に落札者を決定することができる。

(入札の省略)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約とすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が入札を許さないとき
- (2) 緊急の必要により入札に付する日数がないとき
- (3) 土地、建物を購入または借り入れるとき

(4) その他、入札に付することを適当としないとき

第4章 契 約

(契約の締結)

第18条 契約の締結に当たっては、契約の目的、履行期限、支払条件その他必要な事項を記載した契約書を作成する。

(契約書の省略)

第19条 前条の契約書の作成をしない場合は、注文書、注文請書を作成する。

(契約内容の変更)

第20条 契約の締結後、その内容を変更又は追加する必要がある場合は、軽易な仕様の変更等を除き、契約の変更又は追加をする。

(契約の解除)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約に定めた事項に違反したとき

(2) 契約の履行について不正行為があり、又は不利益を及ぼしたとき

(3) その他必要と認めたとき

2 契約の解除に当たっては、その理由・損害賠償額等必要事項を明らかにしてその手続きをする。

(単価契約)

第22条 一定期間内における随時の調達を容易にし、また経済的にするため必要と認めるときは、一定期間を通じ、あらかじめ一定の単価を定めた契約をすることができる。

第5章 監督・検収及び支払

(監督及びその委託)

第23条 各担当部署は、契約の履行について十分な監督をする。ただし、必要の場合は、他の部署に監督を委託することができる。

(工事完了届・納品書の提出)

第24条 各担当部署は、工事が完了し、又は購入物件が納入されたときは、契約の相手方から工事完了届又は納品書を提出させる。ただし、見積合せを要しない物件を購入し又は修理したときは、これを省略することができる。

(検査の実施)

第25条 各担当部署は、前条により工事完了届又は納品書の提出をうけたときは、納入場所その他契約条項に定める場所において検査を実施し、その結果を理事長に報告する。

2 検査には、必要により財務課が立会し、関係書類との照合を行う。

3 見積合せを要しない物件の検査については、担当者の検収印をもって報告に代えることができる。

(既納部分に対する検査)

第26条 物件の分割納入が行われる場合は、既納部分に対する出来高報告書又は分割納品書を徴し、前条に準じて検収を行う。

(物件の引渡)

第27条 各担当部署は、調達物件の検収が完了したときは、固定資産及び物品管理規程に定める処置をしたうえ、速やかにこれを請求者に引き渡す。

2 物件の引渡に際しては、「物品購入申請書」又は「営繕・修理申請書」に請求者の受領印を求める。ただし、工事完了届、又は納品書に受領印を徴することで、これに代えることができる。

(代価の支払)

第28条 各担当部署は、検収の完了後、別に定めるところにより代価の支払の手続きをとる。

第6章 調達の記録

(調達台帳)

第29条 各担当部署は、必要に応じ、調達の処理状況を記録した次の帳簿を備える。

- (1) 調達内訳簿
- (2) 発注台帳
- (3) 営繕修理台帳
- (4) 予算差引簿
- (5) その他

附 則

本規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第4条、第7条、第8条、第11条及び第25条を改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第4条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条から第25条まで及び第27条から第29条までを改正、第8条の2を挿入し、2014年4月1日から施行する。